

## 更新制について大切なお知らせ

# 令和元年 10 月 1 日より指定給 水装置工事事業者は 5 年ごと の更新が必要になります

### 更新制のポイント

- ①指定の有効期間が従来の無期限から 5年間となります。
- ②更新を受けなければ、指定の失効となります。
- ③更新手数料は 1 万円です。(西尾市水道事業給水条例第 33 条第 4 項)
- ④初回更新又は更新までの有効期間は、下記のとおり、指定を受けた時期によって異なりますので、更新の該当年度 7 月頃に文書にてご案内します。

給水指定番号	初回更新又は更新までの指定の有効期間
J0 01 ~ J0 82 、初回 J0R1 ~ J0 S6	令和 7 年 9 月 30 日まで
J0 83 ~ J0 C8 、初回 J0S7 ~	令和 8 年 9 月 30 日まで
初回 J0 C9 ~ J0 F2	令和 4 年 9 月 29 日まで
初回 J0 F3 ~ J0 M3	令和 5 年 9 月 29 日まで
初回 J0 M4 ~ J0 Q9	令和 6 年 9 月 29 日まで

※必要な書類は、裏面参照

お問い合わせ先

西尾市上下水道部 上下水道営業課 維持給水担当

TEL : 0563-65-2187

## 更新の際の必要書類

### 個人事業者の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 住民票の写し（個人番号の記載のないもの）
- 給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し（全員分）

### 法人の場合

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- 機械器具調書
- 誓約書
- 営業実態等に関する調査票
- 登記事項証明書
- 定款の写し
- 給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し（全員分）